

町立小学校への通学区域を緩和

# 通学する小学校を選択できます



町教育委員会では、町立小学校への通学区域を緩和し、通学する学校を自由に選択できる制度を導入しています。これにより、町内に住所を有する小学校および中学校の来年度入学者の学区は、表①のとおりです。

現住所地以外の区域の小学校を希望される保護者は、下記のとおり、町教育委員会に申し出てください。

◆ 令和3年度小学校入学予定者

令和3年1月の初旬に、「入学通知書」を町教育委員会から配付します。通知書以外の学校への入学希望者は、1月20日（水）までに町教育委員会へ申し出てください。

◆ 在学中の児童について

現在、町内小学校に在学している児童で、現学校以外へ進級を希望する場合は、原則として次年度4月1日からになります。希望する場合は、12月4日（金）までに、町教育委員会まで申し出てください。

※通学手段の確保は、原則保護者の責任において行ってください。

◆ 町内中学校への進学

中学校への進学は、下記の学区一覧のとおりで、通学区域は緩和されていません。

▶詳しくは、町教育委員会（☎33-0341）までお問い合わせください。

表①：町立小・中学校の学区一覧

区分	居住する地区	通学できる学校
小学校	町内全域	井田小学校、神内小学校、成川小学校、相野谷小学校、鶯殿小学校
中学校	大里、井内、桐原、平尾井、阪松原	相野谷中学校
	井田、神内、成川、鮎田、鶯殿	矢淵中学校
	高岡、北松杖、瀬原、浅里	相野谷中学校、矢淵中学校

勤労者の生活安定と福祉向上のために

# 勤労者向け協調融資制度のご案内

町教育委員会では、勤労者の負担軽減のため、東海労働金庫と協調して、生活資金の貸付制度を設けています。

◆ 融資対象者

- ・ 紀宝町に1年以上居住し、住民基本台帳に登録され、引き続き居住する方
- ・ 前年度税込年収が150万以上400万円以下の勤労者で、自営業でない方
- ・ 未成年でない方
- ・ 町税を完納している方
- ・ 東海労働金庫の指定する保証機関の保証が受けられる方

◆ 資金使途

- ・ 教育ローン（教育に係る資金）
- ・ 福祉ローン（出産・育児・医療・介護に係る資金）
- ・ カーライフローン（自動車に係る資金）

◆ 融資額

200万円以内（育児費用については、妊娠から小学校入学前までに要する費用）

◆ 融資利率

東海労働金庫の定める一般勤労者の貸付金利率表の店頭表示率より、年0.3%引き下げた率

▶詳しくは、東海労働金庫熊野支店（☎0120-191-803）までお問い合わせください。



紀宝町鶯殿324  
☎33-0175

町地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が送れるよう、介護や福祉などの相談に応じ、関係機関と連携して、みなさんの健康、生活、権利などを守るお手伝いをしています。

地域の集まりへ出向き、エンディングノートや人生会議など老いじたくについての出前講座も行っています。今回ご紹介したエンディングノートについても、地域包括支援センター窓口にて配布していますので、お気軽にお問合せください。

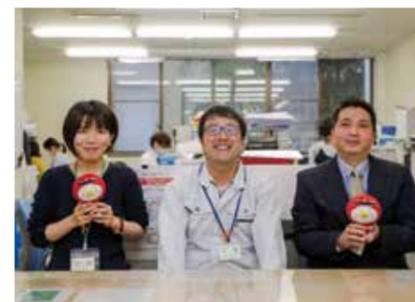


紀宝町鶯殿1074-1  
☎32-0957

町社会福祉協議会

社会福祉協議会は、人と人とのつながりを支援し、地域の人びとが住み慣れた町で安心して、生活することのできる福祉のまちづくりの実現を目指してさまざまな活動を行っています。

事業の一例として、高齢者の食に関しては、買物支援スーパーカー、困ったときは「お互いさん」事業や、配食サービス、福祉の店「アプローチ」では、移動販売・宅配支援等を行っています。なにかお困りごと、心配ごとがありましたら、お気軽にご相談ください。



紀宝町鶯殿324  
☎33-0339

役場福祉課

福祉課では、高齢者福祉、障がい者福祉、保育所、生活保護、国民健康保険、後期高齢者医療保険、医療費助成など住民の生活福祉にかかわる仕事を行なっています。

高齢者の支援に関するものとして、老人クラブやシルバー人材センターへの支援、高齢者祝い金の支給、また、国民健康保険や後期高齢者医療保険に関する事務、病院などに支払うお金を補助するための事務などがあります。福祉に関する心配ごとなどがありましたら、ご相談ください。



熊野市井戸町784  
☎0597-85-2145

津地方・家庭裁判所 熊野支部

家庭裁判所では、家庭や少年非行に関する紛争を扱っており、相続に関する紛争など家庭や親族の間で起きたいろいろな問題が円満に解決されることを第一に考え業務に取り組んでいます。

また、認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な方が安心して暮らせるよう支援するため、後見人を選任する業務を行っています。

遺産分割調停・審判、相続の放棄、法定後見制度の申し立てなどの手続きについて相談に応じます。



新宮市緑ヶ丘2丁目1-31  
☎21-2344

新宮公証役場

公証役場では、公正証書作成、私署証書の認証などの業務を執り行っています。老いじたくに関しては、財産の管理などを委任する契約、任意後見契約、亡くなった後に葬式の執行や遺品の整理などを委託する契約、尊厳死宣言の作成といった業務を行っています。

公証役場が作成する公正証書は強力な証明力があるので、事前にこれらの契約、書類を作成しておくことで、将来の安心につながります。ぜひお気軽にご相談ください。